

りすす倶楽部

2022年
10月
第305号

コスモス

円を描いているコスモスの花びらを数えていたら、そよりと揺れて挨拶してくれた。8枚の花びらの向きはそれぞれだが、長さ、幅は、ほぼ同じ。散り際（ぎわ）も一緒と誰が教えたのだろう。

弁護士 福井大海



りすシステム活動の必要性を肝に銘じ

監事としての責務を

NPOりすシステム監事
一般社団法人契約家族研究機構監事
中井 孝

第24回りすシステム社員総会・役員
会で監事に選任いただきました税理士
の中井でございます。

松島相談役の郷里の高校の後輩で、
かつ、私が開業前に勤務していました
東京国税局査察部時代の後輩でもあり
ました故衛藤重徳税理士との奇縁から
推挙されたものと思っておりますが、
りすシステムに関しましては殆ど無知
でありました。

私の出身地である北海道夕張市は、
かつては三菱鉱業（三菱）と北海道炭
礦汽船（北炭）の大手炭鉱会社が出炭
量でしのぎを削った炭鉱町で、町人口
の大半は社員、鉱員、組員などの炭鉱
従事者とその家族でした。戦後幼少期
のころ、鉱員の住まいはハーモニカ長
屋、水道、風呂、トイレは共同といっ
た時代劇の長屋の風景そのものでした。
炭鉱という危険な仕事に従事してい
る所以か、大半が同じ境遇の余裕のな
い生活感からか、向こう三軒両隣お互

いさまといった互助意識が強く、遅く
まで開店しているコンビニなんてない
時代でしたから、お米が足りないから
少し貸して、味噌、醤油貸してといっ
た人情の機微と隣り合わせ、葬式のお
清め精進料理などは近所の主婦がか
っぽう着姿で手作りするといった共存
共生の生活でした。

あれから60年！ 少子高齢化、核家
族化、都市集中化社会が進み、便利に
はなりましたが、人のふれ合いや絆が
段々と失われてきているように感じら
れます。

「終活」のトップランナーとして「ニ
ーズとともにこれからも走り続ける」
（スーパーパーバイザー森妙子さん投稿
302号）の巻頭言を拝見し、改めて、
りすシステムのお世話活動が時代を先
読みしたもので、今後もこれまで以上
に必要とされていることを肝に銘じて
監事としての責務を果たしていく所存
でございます。

人も国も武力では護れない

愛と外交で護る

NPOりすシステム

相談役 松島如戒

いつもながら青臭いことを言いますが、この国は大きな岐路に差しかかっていると悩んでいます。

さらに健忘症を患っているかのように民主主義国家の基本である憲法、特に前文と第9条を忘れていた政治家やマスコミのリーダーが多くなりつつあることが問題です。

ウクライナのロシア侵攻から8か月過ぎました。この戦争に対し、我が国の反応は、我が国は防衛力を強化しなければならないという主張は大きくなる。否、メディアが助長しているように思います。

私が小学校6年生の秋、先の大戦に終止符を打つサンフランシスコ講和条約が調印され、翌年4月に発効し我が国は一応独立国家となりました。

そのころのことです。ふすまの張替えをしていた際、下張りに戦時中の新聞紙が貼ってあり、その記事を見てビックリ仰天したことを、今でも鮮明な記憶にのこっています。新聞は、真実のみを伝えたいものだ。大本営発表で、勝った勝ったの大見出しが躍っていました。本当は負

けている戦争を、新聞記者は知ってか知らざるかはともかく、結果はウソの情報を国民に伝えていたことが分かり、私は小学生の終わりごろ、一時期、虚無的になりました。あれから80年後の現在は？

ねっことは同じだと思っています。こんなデータがあります。週刊金曜日の編集部が、朝日、毎日、読売、日経、産経の新聞5紙。通信社は、時事、共同の2社。テレビ局は、NHK、日テレ、テレ朝、TBS、テレビ東京

フジテレビの6社に対し、安倍元首相の国葬への出欠とその理由について、質問状を送り調査したそうです。その結果、出席しなかったのは朝日新聞のみで、他の12社は全て社長など最高幹部が出席したとのこと。NHKと共同通信、時事通信以外の新聞もテレビも、株式会社でメディア収入の多くは広告料です。広告を出すのは一般庶民ではなく概ね大企業、大企業は大なり小なり政権に寄り添って商売している。加えて、テレビは国の免許制度で時の政権に逆らうと、どんな仕打ちを受けるかを分らないなど、いわゆる大人の対応をしたのだからと私は察しています。

「人」の葬儀いわんや、総理大臣を経験した人の葬儀について、とやかく言っている自分も少々のいやらしいやつだと思ふのです。

しかし、安倍さんのしたことは、日本が今後平和な国でありつづけるために決して許してはならないと思うから、敢えてとやかく言っていることをご理解いただきたいと思ひます。

政治家として最大の問題は、憲法違反の安保法制を強行に成立させたことです。

その後、堰を切ったかのように、軍備拡大論議が盛んになり、北朝鮮、中国などが攻めて来るかもしれないと思つたら、先手を打ってミサイルでもなんでも打ち込める能力を持たなければならないというところまで、世論を誘導する基盤を作った罪は、万死に値すると私は思っています。

日本国憲法は私の愛読書の1つで、前文の全てが大好きですが、特に我が国の現在の世論に警鐘を鳴らす部分を引用したいと思います。

日本国憲法前文

〔前略〕日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。――中略――われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」

さらに、安倍元首相について人格的に許したいのは、ウソをつくことです。事もあろうに神聖であるべき国会の議場で国会議員に対する答弁で118回もウソの答弁を重ねたことは、総理大臣の前に人として失格だと思います。

「こんな人」（彼の得意なフレーズ）が率いる自民党に、道徳教育だ、修身の復活といわれても、現場の教師はどのように対応すればよいのでしょうか。「国会議員や総理大臣はウソをついて良いが、子どもの君たちは、ウソをついてはいけない」とでも教えるのでしょうか……。

国民も相当ナメられたものだと思いますが、恥ずかしいのは自民党で彼を長として奉じていた国会議員諸君です。

安倍元総理の政治信条については、賛否が分かれ、現在防衛力の強化を主張している人々にとっては偉大な政治家かもしれません。しかし、人格的にはどうですか。

国会議員の皆さん、あなた方の子や孫から「国会で大ウソをついて死んだら『国葬』にされるぞうだね……」と問われて何と答えるのでしょうか。このような問いに窮しないためにも、すでに開会されている国会で十二分な国葬の検証が必要だと思います。特に、会計検査院には頑張っ

てほしいと思います。北朝鮮や中国が日本に対し本当にミサイルを打つでしょうか？ 手違いや故障などの可能性もあり、ゼロではないと思いますが、私は99%打つことはないと思います。

打てば、米国の強大な軍事力で報復されるであろうという計算をしたいと思います。米軍の基地が狙われた場合は、米軍は100%報復するでしょうが、それ以外の日本の地域が狙われた場合、報復の可能性は90%程度と私は思っています。

考えておかなければならないのは、現在北朝鮮と米国は「休戦」中で、あの朝鮮戦争はまだ終わっていないことです。「休戦」ですから、いささかでも休戦協定違反があれば、戦争再開ということになります。

発火点が日本であれば、日本は当然この戦争に参加せざるを得なくなる可能性大です。日本周辺には恐らく、核を搭載した米国の原子力潜水艦が配備されているので、一気に核を使用して、北朝鮮を殲滅するという作戦にできる可能性もあるでしょう。

いろいろな視点から考えても、北朝鮮が日本を攻撃する可能性はきわめて低いと思います。

にもかかわらず、政治家はもちろんメディアのコメンテーターといわれる方々の多くは軍備増強が必要だと、当然のようにしゃべっています。毎日、軍備拡張が必要だという番組を見ている国民は、まさしく「洗脳」されて、軍事予算をGDP1%と抑制してきたのを2倍の2%に増額するのも必要か、と思いはじめたのです。これが世論調査の数字に現れていくのです。

私は、日本が軍事力を拡大することで日本が北朝鮮から攻撃されるリスクは大きくなると思

います。

相手の恐怖心を煽れば、こちら側にはそれに対するリスクが大きくなる。

憲法前文（前掲）の「**平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した**」を、皆さん改めてかみしめてみましょう。

北朝鮮は、近距離ミサイルの実験をたびたび行っていますが、そのたびに「嚴重に抗議したが」と総理大臣が誇らしげに記者会見していますが、私なら、憲法の前文を読み上げ「我が国は『諸国民の公正と信義に信頼して、我々の安全と生存を保持しようと決意した』ので、貴国に攻め込むことなど絶対にしない。貴国も無駄な努力をしないでほしい」と訴えます。

私なら「金正恩さん、大きなお世話かもしれないが、貴国民の皆さんにひもじい思いをさせているとの噂を聞か、そちらを優先したらどうだ……」と。外交ルートで話し合いをします。

あの太平洋戦争開戦のときだって、最後の最後まで米国と話し合ったじゃないですか。唄を忘れたカナリヤのような「外交を忘れた外務省」の復権をひたすら願っています。

因みに、岸田首相は、安倍長期政権時代4年もの長きに亘って外務大臣を務めた人でしたね。今こそ、その経験を活かしてほしいものです。

今月のお題

公的年金のやさしいお話④
厚生年金・健康保険加入のメリット

株式会社ジェイ・サポート 代表取締役
社会保険労務士原令子事務所 所長

原 令子

こんにちは！ 社会保険労務士の原令子です。私の大好きな紅葉狩りの季節がやってきました。

皆さまは、日本の紅葉が世界一美しいことをご存じでしょうか？ 日本に落葉広葉樹の種類が多い

ことが美しい理由の一つだそうです。秋の紅葉で、赤、黄色、橙色に常緑樹の緑も混ざりながら、木の葉が鮮やかに色づいた様を眺めると、至福の時間を満喫できます。朝日や夕日に照らされる場所に觀賞してみるとまた違った味わいもあります。気候も味覚も申し分ないこの時節、日本の宝ともいえる紅葉を堪能しましょう。

厚生年金・健康保険加入のメリットの概要

厚生年金・健康保険の適用事業所に雇用されると、本人の意思にかかわらず自動的に被保険者となりますが、加入するどのようなメリットがあるのでしょうか？

令和4年10月からは、従業員数が101人以上（従前は501人以上）の事業所で、パート・

アルバイトとして働いている人や配偶者の扶養

の範囲内でお勤めの人も厚生年金と健康保険の被保険者になりました（詳細は、りす倶楽部9月304号参照）

被保険者となることで厚生年金と健康保険の保険料が給料から源泉徴収されるので、給料の手取り金額は少なくなります。そのため、厚生年金と健康保険の加入について不安になる方もいらっしゃるでしょう。しかし、厚生年金と健康保険に加入すると大きなメリットがあります。どのようなメリットがあるのかご紹介しましょう。

【メリットその1】 保険料が事業所と被保険者で折半負担になる

厚生年金の保険料は、事業所と被保険者の折半負担となっています。しかも厚生年金の保険料からは基礎年金拠出金として国民年金への拠出も行われ、国民年金の保険料の自己負担はな

くなります。

例えば、被保険者の報酬月額が9万3000円未満の場合、標準報酬月額（年金や保険料の計算に使う金額）は8万8000円とみなされます。厚生年金保険料の額は、8万8000円×18・3%＝1万6104円（月額）となり、被保険者の負担額は半額の8052円となります。令和4年度の国民年金保険料が1万6590円であるのに対し、その半額以下の負担で、国民年金のみならず厚生年金の給付もすべて受けられることになります。

さらに国民年金の第1号被保険者であった配偶者が第3被保険者に認定されれば、配偶者の国民年金保険料の自己負担もなくなります。

【メリットその2】 老齢、障害、遺族の年金が2階建てになる

1. 厚生年金に加入することによって、基礎年金と厚生年金の2階建て年金となり、老齢年金では、老齢基礎年金と老齢厚生年金が受給できます。老齢基礎年金は、加入月数に応じた定額の年金の年金ですが、老齢厚生年金は加入月数と給料に応じて金額が決まります。

| |
|--------|
| 老齢厚生年金 |
| 老齢基礎年金 |

2. 障害年金については、障害

基礎年金は障害等級1級・2

級の障害状態にある人にしか

支給されませんが、障害厚生

年金は障害等級1級・2級に

加えて、3級と障害手当金（一

時金）があり、広い範囲の障

害を手厚くカバーしていま

す。（下図参照）

| | | |
|------------------|----------------|-----------------|
| 障害厚生年金 (1・2級) | 障害厚生年金 (3級) | 障害厚生年金 (1時金) |
| 障害基礎年金 (1・2級) | | |

3. 遺族年金については、遺族基礎年金を受給

できる遺族は「子のある配偶者」または「子」

に限定されています。しかし遺族厚生年金

では「配偶者」「子」「父母」「孫」「祖父母」

の順で遺族となりうる人の範囲が広がって

ています。

また、遺族基礎年金は、すべての子が18

歳年度末を迎えると失権してしまいますが、

妻が受給する遺族厚生年金（30歳未満で子

のない妻に発生した遺族厚生年金は除く）

は、再婚等をしない限り、終身受給できます。

また一定の要件を満たしている場合は、中

高齢寡婦加算額や経過的寡婦加算額が加算

されます。（「遺族年金給付の流れ」参照）

【メリットその3】医療保険が国民健康保険から健康保険に替わる

1. 厚生年金の被保険者は、健康保険にも加入す

ることになりますので、医療保険は国民健康

保険から健康保険に替わります。国民健康保

険には、法定給付（療養の給付）と法定任意

給付（出産育児一時金・葬祭費）、任意給付（傷

病手当金・出産手当金）の3種類があります。

法定給付はすべての地域で行われ、法定任意

給付もほぼすべての地域で行われていますが、

任意給付は「条例・規約で定めるところによ

り行うことができる」と定められているため、

ほぼ行われていない状況です。

任意給付である傷病手当金は、業務外の理由

で4日以上仕事に就くことができず給与が支

払われない場合に、給与額の3分の2相当額

が支給されます。また、出産手当金は、出産

前42日と出産後56日間の産休中に給与額の

3分の2相当額が支給されます。健康保険に

加入するとこのような手厚い給付があるのは、

大きなメリットです。

2. 健康保険の保険料は、標準報酬月額×10%

（在住の都道府県や被保険者の年齢によ

って決まる）で算出します。保険料の負担は、

厚生年金同様、事業主と加入者の折半負担に

なります。

3. 国民健康保険では、被扶養者の人数が増える

と保険料も増えますが、健康保険では被扶養

者の人数に関わらず、②の計算で算出される

額となります。

遺族年金給付の流れ

夫が厚生年金加入中に死亡し、妻と3人の子（A、B、C）が遺族のケース



「お金がない！ 困ったときに受けられる制度」

第六回 生活保護制度について⑥

社会福祉士・精神保健福祉士 曾波 暁美

前回に引き続き扶養義務者照会についてお話

します。実は、この照会調査は資産調査と異なり生活保護の抑制効果が少ない上、家族からの苦情対応や本人の不利益発生など、デメリットも多い調査です。それにもかかわらず、今も続いているのはなぜか？ 法律の改正に基づいてお話しします。

扶養義務者照会の問題点

1. 扶養義務履行が期待できない人

本人の申告や戸籍調査をおこなった結果、親子兄弟がいると判明した場合「扶養の可能性」の調査をおこないます。これは金銭的な支援の他、日常生活、社会的自立の観点から定期的な訪問や連絡、一時的な子供の預かりなど、精神的な支援についても確認することになっています。

その結果「扶養義務の履行が期待できる」と判断された扶養義務者（親子兄弟姉妹）には前回お話しした「扶養届書」が送られる、または

実地調査がおこなわれます。

逆に「扶養義務の履行が期待できない人」とはどういう人でしょうか？ 生活保護問答集の例示として

- ① 長期入院者
- ② 主たる生計維持者ではない非稼働者（専業主婦・主夫など）
- ③ 未成年者
- ④ おおむね70歳以上の高齢者
- ⑤ 特別な事情があり明らかに扶養ができない者とされています。

特に「⑤特別な事情があり明らかに扶養ができない者」というのは、借金をしている・相続で対立している・縁が切られている・一定期間（おおむね10年程度）音信不通など、とされています。ところがこの⑤がなかなかくせもので「証明することが難しい」のです。

家族間でわざわざ金銭消費貸借契約（お金の貸し借りの契約）を交わす人は少ないです。相続でもめている場合で裁判沙汰になっていれば証拠資料がありますが、親族会議で口喧嘩した

程度の場合、何をもって「もめている」と証明するのか。音信不通というのは、どうやって「連絡を取っていない」ことを証明するのか？ 連絡を取っている証明の方がはるかに簡単です。

本人がどれだけ訴えても「証明するものがない」ことを理由に一律に扶養義務者照会を行い、その結果「貸した金を回収しないといけないから居場所を教えろ」「相続で、本人が多く受け取った分を返してもらわないといけない」と福祉事務所に迫る親族の対応に追われる結果となります。中にはお金を貸していないにもかかわらず「貸した」と主張する親族があり、本人が裁判を起こさざるを得なくなったケースもありました。

DVも同様です。逃げてきた元の市区町村や警察署に相談歴があればいいのですが、相談する間もなく逃げてきたという方もいます。そういった場合、どこからもDV証明書を発行してもらえず、証明するのが大変だったという話をご本人から聞いたことがあります。

扶養義務者照会をおこなっているとこのような嫌な話ばかりではなく、時には「てっきり死んだものとはかり思っていた」親族が、支援を申し出て、結果として生活保護廃止につながったという良い話もありました。照会を機に復縁したり、親子の関係が改善されたというケースもあります。

しかし圧倒的にネガティブな結果が多いのが実情です。

2. 扶養義務者照会を行う法的根拠

扶養義務者照会の根拠となっているのが民法（明治29年法律第89号）と生活保護法（昭和25年法律第144号）です。

民法第877条

直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

民法第879条

扶養義務者は、被扶養者から扶養を請求された場合には、協議又は家庭裁判所の判断により、一定の経済的援助を行わなければならない。

生活保護法第4条

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

「扶養義務」とは、自分の稼ぎだけでは生活を成立させることができない親族がいる場合に、金銭的支援（仕送り）や現物支給（衣食住）などの経済的な援助を行う義務のことで「生活保持義務」と「生活扶助義務」の2種類があります。

生活保持義務：扶養義務者自身と同じ水準の生活を、被扶養者にも保障する義務
⇒ 配偶者に対して、また未成年の子供に対して

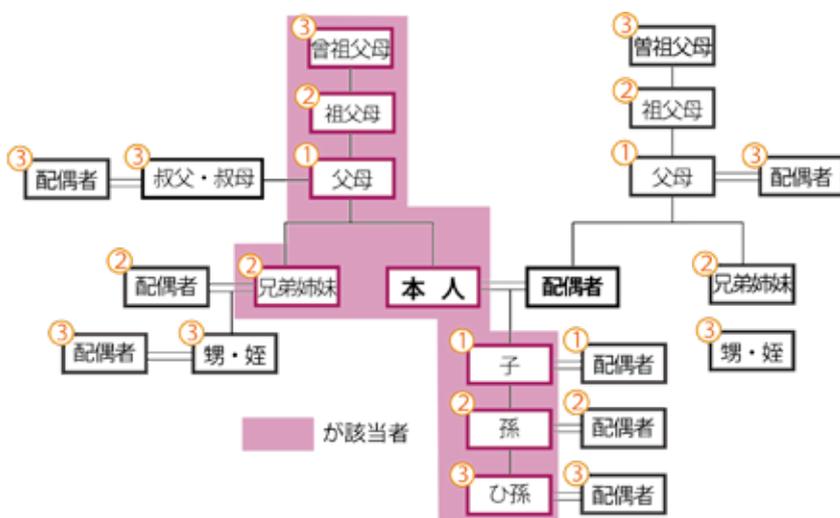
両親が負う義務です。

生活扶助義務：扶養義務者自身の生活は通常通り送れることを前提として、その余力の範囲内で、被扶養者を扶養する義務です。

生活保護法の扶養義務は「生活扶助義務」です。

ところが、両法律ともいつできた法律でしょうか。明治時代と戦後まもなくです。100年以上前の家族観が、今なお、遺されているのです。家族に関する考え方は時代とともに変わっています。生活保護法の解釈に関する「生活保護手帳別冊問答集」があります。具体的な事例を示してその場合の解釈を問答形式で示しているものですが、その問答集内「5. 扶養義務の取り扱い」の中でも扶養義務に関してこのように述べています。

生活保護法による扶養義務のある者



「私的扶養の果たす社会的機能や国民の扶養に対する意識は時代とともに変化するものであり、扶養の問題を考えるにあたっては、常にこのような時代の変化（や実態）を踏まえて判断していかなくてはならないものである」と書かれているのです。（ ）内は令和3年改正時に追記された部分です。つまり今後は「実態を踏まえた上で」扶養義務照会を行うべきかどうか検討する必要があります。

今回は「令和3年改正」と家族の支援についてお話しします。

支部・パートナー活動記

西日本支部

▼Oさん（男性・94歳）はご夫妻でりすと契約されています。奥さんは寝たきりになりましたが、奥さんの全てのことは、ご主人がお世話をされてました。

そんな奥さんが2年前に入院されましたが、コロナ禍で面会はできず、週に一度、洗濯物の回収のために、バスに乗り病院まで通っておられたのです。しかし、Oさんも体調を崩し脊椎の手術が必要となり、夫婦で同じ病院へ入院し、病院からは「退院しても自宅生活は無理だろうから『ホームまたは介護型病院など』の入居先の選択が必要となる」と言われました。

検討の結果、Oさんは施設に入居することとなり、借りていた自宅を解約することにしましたが、奥さんの住所を病院へ移すことが

可能かどうかを尋ねたところ、病院では難しいとのことでした。「どうしても病院に住所を移すしかないのであれば、住所を移せる病院に転院していただくことになる」

との答えが返ってきました。奥さんの住所が決まるまで、何かいい方法がないか、本部に相談、病院の地域連携室のソーシャルワーカーとも何度もやり取りした結果、病院の計らいで、奥さんの住所は現在入院しているところの良いことになりました。

部屋の片づけ作業中に市役所で住所変更手続きをしました。Oさんは施設、奥さんは病院に住所を移すことができ、ほっとしました。現在は、それぞれの場所で過ごしておられます。

しかし、今年10月に介護保険の負担割合改正により、Oさんの負担が高くなりましたので、今後の生活に問題が生じています。また

新たな課題となつていますが契約に基づきしっかりとお世話させて頂きます。

九州支部

▼12・1月合併号第297号で、人工透析のためのシャント手術をしない決断をして、余命1年あまりと宣告をうけたHさん（90歳・女性）

6月第302号では、住宅型有料老人ホームの自室と介護室を行ったり来たりしていましたが、介護室への移り住みを決断。自室の片づけ処分、介護室への荷物の搬入の仕分けはご本人、義理の妹さん立ち会いで全て完了しました。最近介護室での生活にもすっかり慣れました。コロナ禍の定期訪問の際には、少々ふらつきながらも介護スタッフに付添われ徒歩で面談室まで。

「いつも会いに来てくださってありがとう」と穏やかな表情のHさんです。入浴を好まないHさんですが、

トイレ誘導や紙オムツ不要、ご自身でお部屋のトイレを使用しています。

2週間ほど前、お部屋で転倒され、ホームの看護師がかけつけ、痛みの訴えがあるので、骨折の可能性を疑い、救急搬送されました。りすシステムにも連絡が入り対応しました。

検査結果は、右大腿骨骨折。手術をするか否かの判断が必要になりました。手術を選択した場合は、全身麻酔と人工透析開始、輸血の必要もあります。迷った揚句、手術をせず装具装着を選択しました。

急性期病院では、手術をしない場合は転院しなければならず、近くのリハビリ病院へ。入院費支払い、転院手続き、主治医から病状や入院中の治療計画の説明を受けました。コロナ禍では、なかなか面会できませんが、看護師さんを通じて伝言をお願いしたり、Hさんの状態を聴いたりしています。

住宅型有料老人ホームに入居中のHさんが入院しているリハビリ病院

はホームの協力医療機関で、週1回の洗濯物交換や買い物などの生活支援サービスが受けられます。入居時に必要な費用の前払金として、入居一時金と生活支援一時金が含まれているからです。

装具が出来るまで痛みには堪えながらのリハビリ、Hさんには頑張っていただきたいと思っています。

大分支部

▼1年余りの入退院を経て、施設で新しい生活を始めたUさん（75歳・女性）の近況報告です。

娘さんが付き添って、O病院に緊急入院されたUさんは、脊髄に腫瘍の疑いがあるとD病院に転院。

（りす倶楽部293号2021年7・8月合併号）

全く予期してなかった指定難病による麻痺、感覚障害、機能障害、右手腕、左足首の機能低下、右足（長い装具）左足（短い装具）の装着と、困難な状態の中、Uさんは毎日休まずリハビリを続けてこられました。（同298号2022年2月）

I病院での5か月のリハビリ治療を終え退院が決まりましたが、退院後、自宅での生活が困難なため施設探しは大変でした。指定難病ということ、両足の装具の装着などに時間がかかるなど問題が多く、I病院のソーシャルワーカー、リハビリ担当者、施設の相談員と相談し「住宅型有料老人ホームS」に入居することができました。（同第299号2022年3月）

しかし、リハビリ病院での訓練を受けてきたUさんにとって、施設のリハビリは物足らなく「病院にもどりたい。もみほぐすだけで、リハビリとは言えない。しびれがひどくなっている」「このままだと動かなくなる。早くここを出たい……」という電話が毎日のようにかかってくるようになりました。施設はUさんの言動を心配し、また施設もUさんの対応に困りはて、訪問診療の先生に相談して、I病院の地域ケア病棟（60日が限度）への入院手配をしていただきました。

2022年4月になり、I病院（地域ケア病棟）に再入院。ソーシャルワーカーから、退院後の施設選びをすぐに始めたほうが良いといわれ、担当者で話し合い。

指定難病の対応があるか、最優先するのは施設のサービス（リハビリ）、料金など検討しました。また、特養の申し込みをしておくこと。

転居予定先の「住宅型有料老人ホームH」は利用料が高いので、他を探してとUさんから注文がありました。リハビリなどの条件を満たすところは他にないことを説明し、進めてほしいと了解されました。特養は「A」「B」「C」の3施設の申し込みを予定。

6月、I病院（地域ケア病棟）を退院し「住宅型有料老人ホーム」に入居。入居した翌日「大学病院にリハビリ（体験）に行ったが、体調が悪くて帰ってきた。このスタッフは愛想がない。ここには、いたくない。出たい」（Uさんがこ

の施設の入居を決めたので契約したのでしよう）「私が精神状態の悪いときに話を聞いたので覚えていない」と電話がかかってきました。

その翌日「今日は昼食も完食（食事がおいしい）して、リハビリも最後までして、今帰ってきた。昨日娘から電話があり、弱音を吐かずに頑張るように言われた。もう少し頑張ってみようと思うので、これからもよろしく」と電話がありました。声も明るかったので、安心しました。何でも困ったときは言うてください。一緒に考えましょうと、お伝えしました。

9月の末に定期受診（毎月）しているO病院（脳神経内科）の先生から『視神経脊髄炎』は再発を繰り返す病気。1年間再発しなかったため、ステロイドの量を減らすぞうと思つた」といわれました。

これからも前向きで、努力家のUさんに寄り添ったサポートができたと思います。





地球に恩返し森づくり事業部では、2009年より大分県由布市内町・地球に恩返し森づくりを通して、環境活動や里山保全活動を続けています。今月は、地域未来計画研究センターのカゼム所長（立命館アジア太平洋大学教授）より、恩返し森での取り組みをご紹介します。

地球に恩返し森における環境学

立命館アジア太平洋大学（APU）では今年4月から7月にかけてコミュニティ・ベース・ラーニングを実施しました。本コースは学生が地域コミュニティや専門家からのレクチャーやインタビューを通して、環境保全・伝統知識の管理やコミュニティ開発について学び、学習した内容を地域活性化に活かすことを狙いました。

そこで今回は、地域で問題となっている「放置された竹林」に焦点を当て、地域の環境保全を図るために学習を進め、地域活性化に向けたプロジェクトを実施しました。学生はコミュニティと一緒に竹の伐採を行い、地域や専門家から竹林の現状などについて学びました。その後、伐採した竹を使って地球に恩返しの森で飼っているヤギの飼育小屋を作製しました。学生は5人5グループに分かれ、各グループが役割を担ってプロジェ

クトを進めました。リーダーシップ（全体の取りまとめ）、コミュニティとの連携、伝統知識、環境管理およびプロモーションの5つのグループです。

実際の竹の伐採や小屋づくりは全員で行いましたが、当日までの事前学習や準備は、5つのグループで進めました。プロジェクトの完了後は、各グループで調査した内容や成果をプレゼンする機会を設けました。今月は環境管理グループが授業で発表した内容の一部を紹介します。

**環境管理グループ
放置竹林の現状について**

少子高齢化が進み、竹林を管理する人が減少することによって、放置竹林が拡大します。また、国産竹の需要が低くなること、タケノコの採取をしなくなったことなどから、竹を伐採する機会が減ることによって竹林が放置されてしまう。

長期間竹林を放置し、竹の量が増えることによって十分な日照が受けられなくなり、倒れやすい細い竹が



専門家による竹加工のレクチャー
地域未来計画研究センターにて

成長してしまう。

また、竹は根を浅く張るため雨天時には土砂災害を引き起こしやすいといった災害リスクがある。災害リスクの他に、かつて人々が生活する中で創り上げてきた農業景観も失われてしまう。

このような状況が国内各地で起きてしまっているため、環境保全を図るために竹を活用し、竹林を管理

することが重要である。

竹の特徴および活用

竹は強度や耐久性の点で優れている。竹に付いている節が強度を高めている。また、竹は全ての組織が軸の縦方向に並んでいるため繊維方向に強度がありしなやかで耐久性にも優れている。このことから建築で使われることが多い。また、チップ化して土壌改良剤として活用したり、竹炭にして土壌改良剤、燃料、消臭剤、水質改善剤や住宅の床下調湿剤などにも利用が可能。竹を細工物の素材として活用したり、竹パルプ100%の紙の生産、そして竹由来の繊維を利用し衣類やマスクなどに加工されたりもしている。世界各地では、建築材料として利用され、学校、体育館や遊び場などに活用されている。

竹の伐採および加工方法

竹の伐採方法や加工方法を、コミ



地域コミュニティ、専門家と学生によるヤギ小屋づくりの様子



学生が伐採した竹を運ぶ様子

以上が環境管理グループの学習内容および成果です。次回もどうぞ楽しみにしてください。

翻訳：桜比良 (Hira Sakura)

環境管理グループとして環境的視点から竹を活用した地域活性化について調査し、調査内容を他グループに共有し、コミュニティ開発における環境学という点でクラスの学習に貢献した。また、学習した竹の伐採や加工方法をクラス全体で共有したことによって、小屋づくりイベントが円滑に進んだことも、環境管理グループとしての成果である。

授業を通して竹問題の現状、竹の利活用や伐採・加工方法など地域の環境保全や管理に必要な知識を学習した。

グループとしての成果

ユニティや専門家から学習した。伐採方法としてはまず竹を倒す方向を決める。次に根元に近い場所に受け口をつくり、切る部分を定める。最後にできるだけ上の方で竹を支えながら、道具で竹を切る。
竹の加工は割る、剥ぐ、曲げる、ヒゴ取り、編むの順で行う。

「地球に恩返し基金」に寄付をいただき、ありがとうございました

内田 タエ子 さん (埼玉県川口市)
鈴木 テル子 さん (東京都足立区)

匿名 2 名 50音順

※ 2022年9月1日～9月30日の期間、4名の方から寄付をいただきました。



地球に恩返し運動について

私たちの生命を育ててくれている地球!! このやさしい地球に少しでも恩返しをして、次世代に美しい地球を残しませんか。皆さまのご寄附で「地球に恩返し森」に植樹ができ、銘板にあなたのお名前が刻まれます。

※匿名希望の方は、振込用紙の「通信欄」に「匿名希望」と、ペンネーム希望の方は「ペンネーム」を明記の上「ご依頼欄」には必ずお名前をご記入ください。

NPO りすシステム
地球に恩返し森づくり事業部

地球に恩返し運動本部

連絡先：TEL.03-5215-2383



**地球に恩返し
基金振込先**

● 郵便局から振り込む場合
郵便局口座番号：00140-7-743432
加入者：地球に恩返し基金

● 他行からゆうちょ銀行に振込む場合
店名：〇一九 (ゼロイチキュウ)
種目：当座 口座番号：0743432
加入者：地球に恩返し基金



たかが家族、されど家族②

— 身元保証人からみえる家族 —

NPOりすシステム

相談役 松島如戒

自民党の平成24年憲法改正草案の中で、家族

は「社会の自然かつ基礎的な単位。家族は、互いに助け合わなければならない」と位置付けていますが、男性で50歳を過ぎて結婚していない人が4分の1以上、離婚は増えている。寿命は延び続け、女性87・6、男性81・5歳。その差6・1歳。どんなに愛し合い、睦ましい夫婦でもいずれば、1人ポッチ。こんな状況の中で「家族は助け合わねばならない」と憲法に書いてみても、助け合う相手のない人々が、確実に増えているなかでの家族を、政治家の皆さんはどのように考えているのでしょうか？

この原稿執筆中の9月13日付け朝日新聞に「結婚後子どもを持つべきだ」その答えは「6年で半減。女性36・6%、男性55・0%」の見出しの記事が出ました。

ネタ元は、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」です。

戦後の1952年から5年ごとに調査してい

る国の統計ですが、2020年はコロナ禍のため、第16回が、2021年に調査されたものです。したがって、見出しの子どもを持つべきだと答えた人が、2015年より、女性は30%減って、36・6%。男性は20%減って、55・0%というわけです。

結婚を望まない人は、男性17・3%、女性14・6%。結婚を望んでも男性50歳で結婚できていない人が25・7%。4人に1人は50歳までに、一度も結婚していない人がいる。

結婚する気のある人に、希望する子どもの数を聞くと、女性は調査開始以来初めて2人を割り込んで、1・79人。男性は1・82人。子どもを生み終えたとみられる夫婦（妻45〜49歳）が生んだ子どもの数は、1・90人。

結婚しない人、する気はあるができない人、結婚したとしても、子どもを持つべきと思わない女性が6割を超えている現状が、これから子

どもを生む、生みたいというトレンドへ大きく変化する要素は極めて少なく、むしろこの傾向は加速する。つまり結婚しない人、子どもを生まない人の数は増加の一途を辿ると考えざるを得ません。

となると、戦後75年間惰力で続いてきた家族というものが、今後いつまで残り続けるのかというテーマを「なおざり」にして、今更家族のことを憲法に書き込んでみても「どうなるものでもない」。現在確実に言えることは、75年以前の旧民法時代に時計の針を戻すことは、不可能だと私たちは考えています。

しかれば、如何にすれば良いのか。家族力というか、社会から家族に期待されている力は、減退の一途を辿っていますが、社会の側は家族機能なくしては廻らない……これが現実です。

例えば、病院にかかる場合、救急車で緊急搬送された場合は、保証人がいなくても処置をして入院させてもらえます。しかし、危急性を乗り越え周囲の病院や施設に転院するときには、身元引受保証人が必要となります。ご家族、お身内の方はおられますか？ ということになります。

家族でも身内のものでも高齢になっていれば、保証人不適格となります。たとえば夫婦でも身元引受人の資格なし、と判定されることがあ

ります。

この問題は、政治課題・社会的課題として取り組むべきテーマですが、いずれも放置されています。皮肉な話ですが、かつて平成のある時期までは、身元保証人の資格など厳しくチェックされることはあまりなかったのです。それは、家族機能が表見的に作動しているとみなされていたため、あまり問題とならなかったと思われまふ。と同時に、特に医療の場合は、インフォームドコンセント（説明・納得・同意）を厳格に取り扱うことになった影響も大きいと思います。例えば、りすシステムが東京都医師会の委託をうけて協力している「医療事故調査制度」による医療事故に該当するか否かの判定基準の大きな要素は「インフォームドコンセントが完全に行われていたか否か」です。

インフォームドコンセント（IC）とは

インフォームドコンセントは、広辞苑6版では「医学的処置や治療に先立って、それらを承諾し選択するのに必要な情報を医師から受ける権利」とあります。明鏡国語辞典では「医師が病状や医療行為の内容を正しく患者に伝え、患者がそれを納得・同意した上で医療に参加すること。十分な説明と同意」とあり、2つの辞典では少し表現が異なります。

明鏡国語辞典に「患者がそれを納得・同意」とあり、私は、納得が重要だと考えています。

インフォームドコンセントの説明で「説明と同意」とされていることが多いのですが「理解」あるいは「納得」が不十分な同意は問題だと私は考えています。

インフォームドコンセントに関する法令は2007年に医療法を改正し、第1条の四2項で次のように規定されています。

医療法制度第1条の四2項

医師、歯科医師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない

医療・医学の進歩は目覚ましく、かつ複雑化している今日、医師などが仮に「適切な説明」を行ったとしても、患者およびその家族が十分理解し納得をすることが難しくなっています。

患者本人の同意に対する「保証人の保証」は、私が調べた限りにおいて法律などの規定は見当たりますが、今日の医療現場では、重要視されつつあります。

このことは、患者保護の観点からも良いことだと思いますが、医師としては、なんとか本人

に理解し納得してほしいが、それが十分できていないか否か不安があります。と同時に、後日医療事故などが発生したときに「説明・納得・同意のプロセスが、确实かつ適切に行われたこと」を証言する誰かがいてくれることが望ましい。そのために、本人の同意を担保し、保証する者には、医療内容を十分理解できることを求めるのは当然です。

このような現状から、夫婦である相手方を身元引受人とした場合の保証能力を推しはかる目安として、相手の年齢つまり、あまり高齢でないことが第一条件です。

さらに、医療同意に対する保証人は、緊急事態発生時に直ちに病院に駆けつけることができるといふ条件があります。保証人が高齢である場合「お子さんがおられないことは承知していますが、お身内で若い方はおられませんか」と看護師長さんからお話があることも日常的にあります。万一保証人適格者が誰もいないとどうなるか？ この場合、医師がリスクを負ってベストの治療法で治療をしてくださることもあります。多くは手術でなく、投薬などリスクの少ない治療法を選択せざるを得なくなりまふ。繰り返し述べていますように、家族の量的減少を阻止することは、当面打つ手なしと言えます。というのは、令和3年（2021年）に生

まれた子どもの数は81万1622人。明治32年（1899年）の調査開始以来最低。この数字は、戦後のベビーブームと言われた昭和22年（1947年）267万9000人、同23年（1948年）268万2000人、同24年（1949年）269万7000人の平均

268万6000人の30%であり、昨年の子どもの数はベビーブームの平均の3分の1以下となりました。今年（2022年）の推定出生数は、1月から6月の半年で38万5000人ですから、この倍として77万人となり、当分子どもが増える見込みはありません。因みに、2021年に結婚した人は、50万1000組。前年比で、2万4000組少なくなっています。この数字は、コロナ禍の影響も多少あるでしょうが、少子化の流れは止まりそうにありません。

決定的な物言いには気をつけなければなりません。旧民法時代の家族制度の残滓（ざんし）によって社会を回すことは、もはや不可能と言ってしまうと思います。さてどうしましょう……。

りすシステムは30年前から、一足早く目覚めたいもやいの会員の皆さんの強い要望と願望に押されて、生前契約という仕組みを作り、現在も機能しています。

今日では、りすシステムの生前契約を真似た同じようなサービスが、可成りの数出現してい

るそうです。どのくらいあるのかとたずねられますが、私たちにはまったく分かっていません。しかし、現在総務省が把握しているこれらの事業者に対し、アンケート用紙を配布し実態調査を行っていただきますので、いずれその結果が公表されると思います。

ここで、他所様のことを論評することはさし控えますが、しっかりとした仕組みをお作りになり、きちんとした運営をされることを期待しています。生前契約という契約を創生し世に問うたいわば元祖である私たちにとって、万に一つも消費者被害を惹起するようなことがあってはならないと願っています。5〜6年前、公益財団法人というところで、多くの高齢者が信頼して契約した事業者が経営破綻し、多くの高齢消費者に被害を与えた事例がありましたので……。老婆心ながら気になります。

私たちの生前契約がベストで完全なものといった驕る気持ちは全くありませんし、創生以来30年常に進化と深化への努力を怠らないことを肝に銘じて運営しております。

生前契約のような社会サービスを法律で規制することは難しいのではないかと、元祖的存在の私たちは考えています。しかし、何らかの社会的規制は必要であるとの考えから対応を考え、準備に入っています。

公平なはずの税制なのに……

2022年9月6日付け朝日新聞は「乱立する税優遇、国税減収8兆円超」「租特」「隠れ補助金」税収の13%の見出しで税金の不公平さを報じています。

ご存じの方には失礼かと思いますが、見出し中の「租特」って何でしょう。フルネームは「租税特別措置法」昭和21年（1946年）敗戦の翌年に制定された、税の「公平・中立・簡素」という原則の例外ともいえる「特定の企業や個人などに対し税金を優遇するための法律」です。

この法律は98条しかないのですが、個別に毎年のように継ぎ足され、ネットではこの法律は2401ページにもなる膨大な法律です。

記事によると、2020年度の税金の減収額は8兆478億円。その年のすべての税収が60兆8216億で優遇税制による税金の減収率は約13%。消費税で言えば3%分に相当するのです。どんなものが税金優遇の対象になっているのか。2022年1月時点で367項目。一般庶民も恩恵をこうむっている住宅ローンもその一つですが、多くは企業に対するものでしょう。8兆円の中には、株式売却益の通算損益は相場の変動で変わるので入っていないそうです。税収全体では、消費税がトップで21・5兆円。個人所得税20・3兆円、法人税はわずか13・3兆円。8兆円の優遇措置がなければ、7%の消費税で済むはず。税制は公平が最も大事なルールだと思いが、不公平の元凶がこの「租特」です。（松島如戒）なんとかなりませんか！

コラム

拝啓 岸田総理

ロシアの核兵器使用を体を張って止めてください

ロシアがウクライナに攻めこんだのが、今年の2月24日。すでに8か月以上この戦争は続いている。敵味方ともに多くの人が死に、傷つき、庶民に塗炭の苦しみを与え続けています。戦争がはじまったころ、あっという間にロシアが勝利するだろうと見立てた内外の専門家が多かったように思います。

もっといえばウクライナが占領された地域を取り返し、ロシアが敗退する可能性ありなどという見立てをした人はいなかったと思います。

いかなる時代のいかなる国の戦争でも庶民にとって勝者はなく、悲惨な暮らしを強いられる敗者が残るのです。ですから戦争は悪。そして、戦争を仕掛け、また仕掛けられ戦うリーダーはすべて悪人だと私は思っています。

「兎にも角にも、直ちに戦争を止めてください」とひたすら願い祈っています。

アメリカは世界中の情報の中核地（国）であることは、よく知られています。インターネットだって、元はといえば米国のペンタゴンが世界中の軍事情報をアメリカが集約するための装置として開発されたと1990年ごろ、当時数少なかった専門家から教授を受けました。

その後のインターネット技術の進歩によって、アメリカ大統領は世界で最高の物知りだといわれています。

そのアメリカ大統領Mr. バイデンが、どのようなチャンネルかは分かりませんが、ロシアの大統領Mr. プーチンに「君ウクライナが欲しいのだろう。今なら簡単にとれるぞ」とささやいたのではないかと。もちろん直接であるはずはなく、天の声が。私は開戦のときからそのように思っていました。

こんな恐ろしいことやデマ、勘違いから戦争は始められるのだとされています。そして戦争は、長引かないと勝利者のメリットは少ないので「他国の戦争は長引けば長引くほどよい」とMr. バイデンは思っているのではないのでしょうか。

最近大きな戦争がないので、旧式の武器や爆薬の在庫が飽和状態になっているはず。武器・弾薬は戦争以外の用途はありませんので、戦争がないと困る人々、死の商人の存在があるのです。

Mr. バイデンは中間選挙も劣勢の前評判が高い。大統領選も難しいかもしれない。選挙は金だ。兵器産業の儲けは大きい。2年後の大統領選への献金も期待できる。この戦争の開戦から、Mr. バイデンは、介入しないと断言しているがNATOを先頭に立て、ウクライナにどんどん武器を供与しており、ウクライナ大統領も民主

主義を守るために、俺が戦争をしてやっているんだ……と言わんばかりの勢いで、武器供与をしつこく要求し、NATOを中心とする国だけでなく、アメリカ自身も武器をどんどん供与している。

今やロシア対西側の戦いになっているので、プーチンも今頃ではMr. バイデンの情報戦に乗せられた！！と思っているのではないのでしょうか。

Mr. プーチンは、核の使用をちらつかせるだけでなく「俺は本気だ」と言っていますが、この一線は絶対に越えさせてはなりません。

今こそ日本、特に岸田文雄総理大臣、あなたの出番です。世界で唯一、米国の原子爆弾により被災した広島を故郷に持つ岸田さん。モスクワに政府専用機で飛びなさい。「核を使うことは日本国民は絶対にゆるさない。核を使うなら、俺を殺してからにしろ」と啖呵を切ってきてほしいと心から期待しています。

岸田さんは、池田勇人さんの地元出身者で宏池会という自民党の派閥の中でも最も古くかつ軍事よりも経済を重視して国の舵取りをしようという、政策集団の領袖です。

そしてこんな背景の人だから、長く続いた強権主義の安倍政権からソフトなハト派的政権運営をしてくれるのではないかとちょっぴり期待したのですが、裏切られました。安倍氏が最後の記者会見で述べた、敵基地攻撃能力の保有つまり、先制攻撃を可能とする防衛力の強化。もしかすると相手が攻めてくるかもしれないと思ったら、攻撃できる国にしようという専守防衛という国是をも無視しようとする政策について、岸田さんは自らの政策とし、防衛費のGDP1%枠という国是も破棄するという変身をしたと私は大いに失望しました。その一環が国葬だったのです。国葬は大きな混乱なく終わりましたが、60%以上の人々が反対する弔いの儀を強行するなどという、暴挙になんともコメントのしようもありません。

話は飛躍しますが、私がここで提案しているように、核を使うなら俺を殺してからにしろ！！とMr. プーチンと刺し違えての死であれば、全国民否世界中の多くの人々がこぞって国葬に賛同すること間違いなしだと思います。条件は、核の使用を断念し戦争終結の意思を示せば、世界の国に先んじて経済制裁は即解除するかどうかでしょう。

「そんな大立ち回り、岸田さんにはできねえよな」と裏の声がささやいています。明日にでもアポをとってモスクワに行ってください。岸田さんお願いです。

(松島如戒)

編集後記



▼子供のころから歯医者嫌い、放っておくので神経の治療となりました。痛くて泣きながら診察時間外の冷たい診療台に乗ったことを覚えています。不思議に思うことは泣くほどの歯の痛みが魔法使いサリーちゃんのアニメを見ている間は痛くないのです。もちろん「マハリックマハリタ……」の呪文のせいではないと思いますが番組が終わると呪文が解けたようにまた痛い！ 学校に行きたくない朝は、本当におなか痛くなりお休みの連絡を終えたとなくスウーッと楽になってくる気がするのです。痛みはどこから来てどこに行くのか……不思議です。▼玉爺は週一回訪問リハビリをお願いしています。先生からのご連絡用紙には「訪問時より足が痛い」と声を出して泣き、泣きながらいろいろな人に対する不満（内容は何を訴えられているのか不明）を繰り返して、本日は運動は行えておりません」と書いてありました。泣いて訴えた不満や不安は何を言っているのか不明としながらも受け止め、同調し慰め患者の心を安らかに穏やかにしてくださいました。こころのリハビリまでしてくださいますがプロの仕事と感服しあげがたかったです。玉爺は心なしか晴ればれとしたようすで特上の鰻重を頬張り「うまいなあ……」と完食しました。

（芳賀みゆき）



先日、マイナンバーカードを取得しました。マイナンバーカードを作るには2つの方法があります。ひとつは「申請時」に区役所などの指定の場所に行き、申請手続きをして自宅にカードが届くのを待つ方法、もうひとつはパソコンやスマホ、郵便物、街中の証明写真機などから申請し「受取時」に窓口に取りに行く方法。今回はスマホで申請しました。いきなり戸惑ったのが「申請書ID」調べてみたら「通知カード」と一緒に届いていた「個人番号カード交付申請書」にIDが記載されているとのこと。その通知カードを受け取ったのは7年前らしい（記憶がない）カードも無くしたし面倒だし特に必要性も感じないし……と放っておいたのですが、マイナンバーを保険証にするというニュースを見てしづしづ取得手続きをすることに。申請書を再発行してもらいQRコードをスマホのカメラで読み込むと、申請書IDが自動で入力、メールアドレス確認により端末を認識。よしよし、スムーズ。次へをクリックすると写真を登録するという画面が出てきました。髪を整えて、顔色が……なんか暗いなと撮り直し登録しようとしたら「一定時間が過ぎたのでログインからやり直してください」という画面表示。ヒエ、また最初からですか……。申込みをして待つこと1か月。「個人番号カード交付申請書」が届きこれを受け取ってはじめて窓口での「予約」が出来る。受取は平日の9時～17時、受取有効期限は3か月以内。なるほど。

これを全国民に義務として取得させるのはなかなかハードルが高いような気がします。半数近い人が取得済というのはよくできたなと思います。私の友人はまだ誰も取得していません。友人が取得申請する際にはいろいろアドバイスができそうです。（芳賀まお）
 秋の七草のひとつ、フジバカマという植物の名前を一度は耳にしたことがあるかもしれません。日当たりのよい場所に自生する多年草の仲間。我が家のフジバカマは、草丈8cmになり満開です。夫が「フジバカマに来てたよ」と写真を見せてくれました。それは大きな羽に青白い斑紋の蝶。遠く台湾まで飛んでいくとは思えない優雅な姿。「わあ、本当にやってきたんだね。ここからどこへ行くのかなあ」フジバカマを庭先に植えたときから楽しみにしていたアサギマダラの来訪に心躍りました。春から夏に本州で繁殖し、秋には南方へ移動をはじめ、沖縄、八重山諸島、台湾へと1000キロを超えて旅をする蝶。彼らが好きな花の蜜のひとつがフジバカマです。「ひよっとしたら、卵を産んでいったのかもしれないね、楽しみだな」と3男に言うのと、じっくり写真をみて「これオスだから卵は産まないよ」と。さすが昆虫少年！ 観察どころが違うねえ。インターネットで調べると「フジバカマには、アサギマダラのオスが好んで訪れます」と。フジバカマに含まれる物質の摂取がフェロモンの分泌に必要なと考えられているのだそうです。（東本優子）

NPO りすシステム

0120-889-443

りすセンター・新木場

0120-373-959